

平成二十三年三月十一日受領
答弁第一一七号

内閣衆質一七七第一一七号

平成二十三年三月十一日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員浅野貴博君提出ロシア軍による北方領土での軍備増強計画に関する質問に対し、別紙答弁書を
送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出ロシア軍による北方領土での軍備増強計画に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

政府としては、御指摘の「計画」に関するものも含め、我が国周辺における各国の軍事動向について必要な情報の収集等を行ってきたが、お尋ねの点について具体的にお答えすることは、今後の情報収集等に支障を来すおそれがあることから、差し控えたい。いずれにせよ、政府としては、北方四島の帰属の問題を解決してロシア連邦との間で平和条約を締結するとの方針の下、引き続き、強い意思をもってロシア連邦政府との間で交渉を行っていく考えである。

四について

政府としては、様々なレベルで北方領土問題に関する我が国の立場をロシア側に対して伝達してきているが、外交上の個別のやり取りの詳細について明らかにすることは差し控えたい。

五及び六について

「平成二十三年度以降に係る防衛計画の大綱」（平成二十二年十二月十七日閣議決定。以下「新大綱」という。）においては、我が国周辺の安全保障環境のすう勢等を踏まえ、自衛隊の体制については、冷戦

期から整備されてきた戦車・火砲を削減するなど冷戦型の装備・編成を縮減し、部隊の地理的配置等を見直すとともに、警戒監視、輸送等の機能を重点的に整備し、防衛態勢の充実を図ることとしている。陸上自衛隊については、平素地域配備する部隊として八個師団及び六個旅団を、また、機動運用部隊として一個機甲師団等を置くこととしており、陸上自衛隊北部方面隊には、引き続き第二師団、第七師団、第五旅団及び第十一旅団を置くことを想定しているが、お尋ねの北海道の自衛隊組織の在り方等については、このような新大綱の考え方の下、防衛省内に設置した「防衛力の実効性向上のための構造改革推進委員会」における検討内容等を踏まえ、今後、同省において検討することとなる。